

日本からの食品輸出と輸入申告時の関係

主な食品の種類	日本からの輸出に使用されている 製造施設に関する証明書の例	新告示施行後の対応
加工食品の大部分 (保健省告示第193号などの対象商品)	食品衛生法に基づく営業許可証 ISO9001、ISO22000	<u>新告示の基準と同等以上の規格に基づく 証明書が必要</u> 従前と同じものが使用できるかはタイ政府に確認中
ミルク製品 (保健省告示第298号などの対象商品)	ISO22000	
缶詰などの低酸性食品 (保健省告示第349号の対象)	ISO22000	
ミネラルウォーター、氷	食品衛生法に基づく営業許可証 ISO9001、ISO22000	<u>新告示の基準と同等以上の規格に基づく 証明書が必要</u> 従前よりも基準が厳しくなっており、 使用できる証明書が変更となる可能性
特定生鮮野菜・果物 (リンゴ、イチゴ、ブドウなど、保健省告示第386号の対象)	JFSタイ向け規格、 国や都道府県庁の衛生証明書	変更なし
上記以外の生鮮野菜・果物 (柿、桃、サツマイモなど)	— (植物検疫の証明書などは別途必要)	<u>不明</u> 新告示に基づき証明書が必要となるかはタイ政府に確認中
生鮮水産物、冷凍水産物(マル)、牛肉、豚肉	— (動物検疫の証明書などは別途必要)	

(出所) タイ政府、輸入事業者などの聞き取りを基にジェトロバンコク事務所が作成